| 令和5年度(新) | 令和4年度(旧) |
|--|--|
| 令和 <u>5</u> 年度柏市地域包括支援センター運営方針 <u>(案)</u> | 令和 <u>4</u> 年度柏市地域包括支援センター運営方針 |
| 1 (略) | 1 (略) |
| 2 地域包括支援センターの業務実施方針 (1)~(2) (略) (3) 総合相談支援業務 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう,地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。また,高齢者に対する支援のみならず,複合的な課題を抱える世帯等への包括的な支援体制(重層的支援体制)の一端を担う。 | 2 地域包括支援センターの業務実施方針 (1)~(2) (略) (3)総合相談支援業務 高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域の身近な相談窓口としての機能を果たすものとする。 |
| <取組みの視点> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制を構築する <u>支援者の一員として</u> 障害福祉分野や生活困窮分野等の 各専門支援機関との円滑な連携を図る。 | <取組みの視点> ○ (略) ○ (略) ○ 地域共生社会の実現に向け <u></u> 障害福祉分野や生活困窮分野等の各専門支援機関との円滑な連携 <u>を推進するため</u> <u>関係構築の強化を図る。</u> |
| (4)~(5) (略) (6) 生活支援体制整備事業 (略) (7) 認知症<u>総合支援事業,認知症高齢者見守り事業,認知症サポーター等養成事業</u> (略) | (4)~(5) (略) (6) 生活支援体制整備事業<u>の推進</u> (略) (7) 認知症<u>施策の推進</u> (略) |
| <取組みの視点> ○かしわオレンジフレンズや地域内の店舗等と協力し、認知症の <u>かた</u> の見守り体制を構築する。 ○認知症の <u>かた</u> や家族の居場所としてカフェを主催するとともに、既存の資源での受け入れや新しい資源開発に取り組む。 ○ (略) | < 取組みの視点> |
| (8) 地域ケア会議 <u>推進事業</u> | (8)地域ケア会議 <u>の実施</u> |

| 令和5年度(新) | 令和4年度(旧) |
|--|--|
| 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、保健・医療・福祉の専門職、民生委員等の地域関係者、課題解決のための助言者等により構成される地域ケア会議を開催する。会議は個別ケースの課題解決に向けた検討のほか、個別ケースの検討により抽出された地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討を行う。また、介護予防個別会議等を通じて、自立に向けた介護予防ケアマネジメントを推進する。 | 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施を図るため、保健・医療・福祉の専門職、民生委員等の地域関係者、課題解決のための助言者等により構成される地域ケア会議を開催する。会議は個別ケースの課題解決に向けた検討のほか、個別ケースの検討により抽出された地域課題について、地域づくりや政策形成に結びつけられるよう検討を行うものとする。 |
| <取組みの視点> (略) | <取組みの視点> (略) |
| 3 (略) | 3 (略) |
| 4 市及び他の地域包括支援センターとの連携 (略) (1) (略) (2) 専門職連携会議 ア〜ウ (略) (<u>削除)</u> エ 認知症地域支援推進員会議 (3) (略) | 4 市及び他の地域包括支援センターとの連携 (略) (1) (略) (2) 専門職連携会議 ア〜ウ (略) エ 介護予防個別会議 |
| <各会議の位置づけ> ○ <u>地域包括支援</u> センター長会議 (略) <u>(削除)</u> | < 各会議の位置づけ> ○センター長会議 (略) ○専門職連携会議 地域包括支援センターの各業務に関する統一的な事務処 田の社芸(教は、お話、音見支援はよる) |
| ○医療職会議保健師・看護師により、フレイル予防事業の推進を目的とした事項<u>に関する統一的な事務処理や改善策等</u>を協議<u>, 意見交換</u>する。○社会福祉士会議 | 理や改善策等を協議、意見交換する。 ○医療職会議 保健師・看護師により、フレイル予防事業の推進を目的 とした事項を協議する。 ○社会福祉士会議 |
| 社会福祉士 <u>により</u> , 高齢者虐待防止及びその他権利擁護 業務に関 <u>する統一的な事務処理や改善策等を</u> 協議 <u>, 意見</u> <u>交換</u> する。 ○主任介護支援専門員会議 | 社会福祉士 <u>による</u> 高齢者虐待防止及びその他権利擁護業務に関 <u>し</u> 協議する。 ○主任介護支援専門員会議 |

| 令和5年度(新) | 令和4年度(旧) |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| 主任介護支援専門員により、包括的・継続的ケアマネジ | 主任介護支援専門員により、包括的・継続的ケアマネジ |
| メント支援業務及び地域ケア会議に関する統一的な事務 | メント支援業務及び地域ケア会議に関し協議する。 |
| <u>処理や改善策等を</u> 協議 <u>, 意見交換</u> する。 | |
| <u>(削除)</u> | <u>○介護予防個別会議</u> |
| | <u>職種に限らずケアプランナーとして、自立支援に資する</u> |
| | <u>介護予防ケアマネジメントに関し協議する。</u> |
| ○認知症地域支援推進員会議 | ○認知症地域支援推進員会議 |
| 認知症地域支援推進員により、認知症施策の推進を目的 | 認知症地域支援推進員により、認知症施策の推進を目的 |
| とした事項 <u>に関する統一的な事務処理や改善策等</u> を協 | とした事項 <mark>を</mark> 協議する。 |
| 議 <u>,意見交換</u> する。 | |
| ○地域包括支援センター連携会議 | ○地域包括支援センター連携会議 |
| (略) | (略) |